

四ヶ浦小学校 いじめ防止基本方針

令和6年5月10日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

児童の生命と人権を守るために、①教職員が法の理解に基づき、②組織的・計画的に③未然防止から課題解決に至るまでの段階に応じて、④関係機関等との連携・協働のもとに、適切な対応を進めます。

法が保護者の責務としていることから、厳しく指導する必要性を説明するなど、児童、保護者ともに、いじめは絶対に許されない行為であることを、日常的に伝えます。

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取り組みを評価項目に位置づける

毎日行う「心のお天気調べ」とともに、保護者に対するいじめアンケート、児童に対する教育相談アンケートを定期的に行い、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

(3) いじめの未然防止

(①いじめる心理から,②いじめの構造から③いじめを法律的な視点から考える)

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、また、生徒指導の実践上の4つの視点を意識し、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。また、教育活動全般において、発達支持的生徒指導に取り組むことで、いじめを起こさない、起こさせない、許さない児童の育成に努めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

少しでもいじめの言動が疑われている場合、速やかに注意・指導をして、解消に向けて組織的に対処します。また、いじめの行為を見聞きした場合、管理職や保護者等に伝えることを心がけます。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用（心のお天気しらべ）

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努め、必要な場合には、個人面談やカウンセリング等に継続的に取り組みます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者にアンケート調査を行って児童の情報をつかむとともに、問題があるときには聞き取り調査を行います。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、保護者に対するいじめ調査などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○自立支援に向けて外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間は少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、(担任等)

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談、養護教諭

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

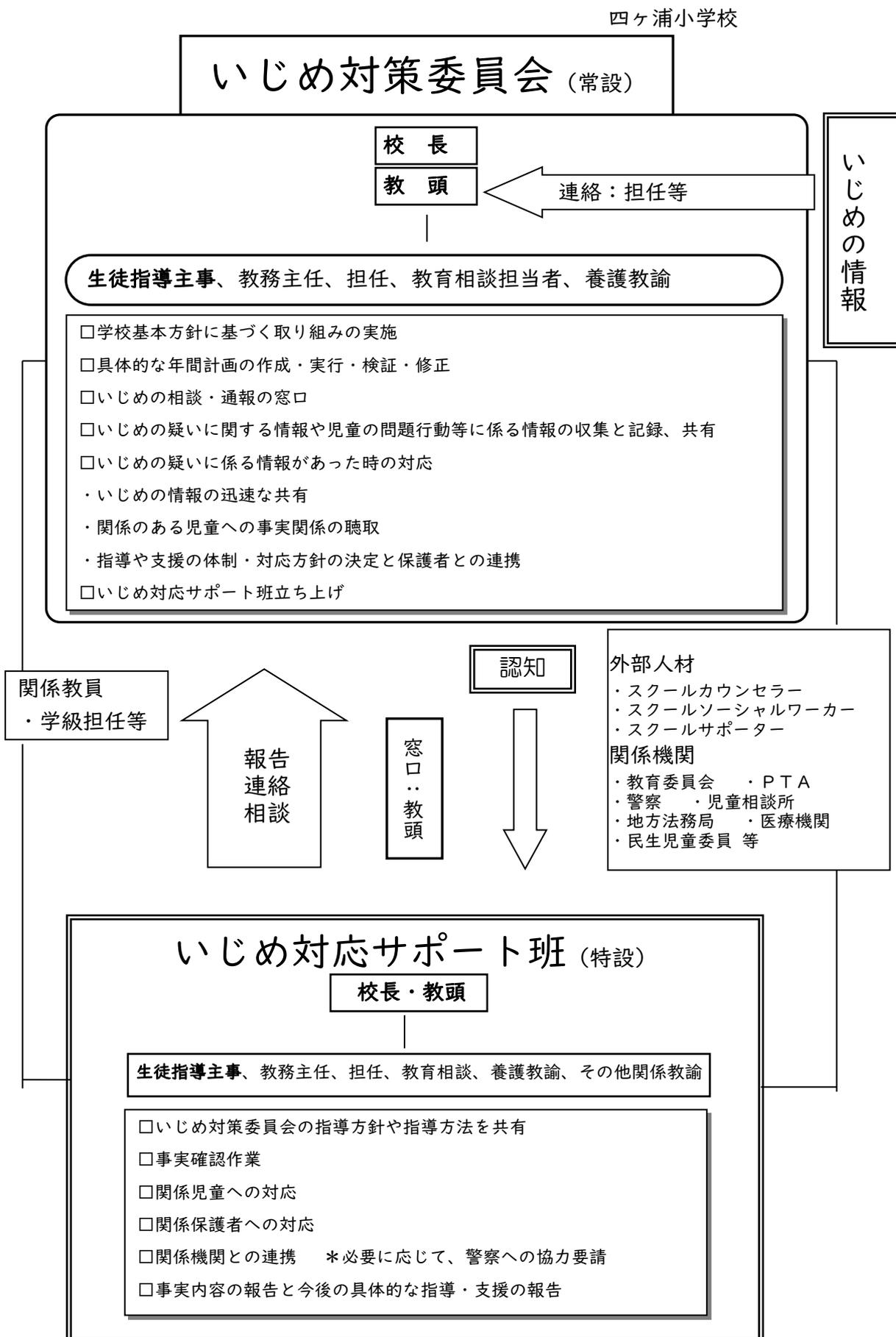
・個別面談による情報収集

・継続的な支援

・保護者や地域との連携

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、児童相談所などとの連携

(3) 組織図



いじめの情報

5 いじめ対策の年間行動計画

[4～6月]

四ヶ浦小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・いじめ防止対策推進法の共通理解 ・年間計画周知 ・教員の意識点検</p> <p>↓</p> <p>PTA総会 ・基本方針の公表</p> <p>いじめ対応 サポート班 ・起きた時に即対応</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>心のお天気しらべ→参考資料・報告様式</p> <p>縦割り活動計画 ・リーダー育成</p> <p>地区子ども会・集団登校・1・2年集団下校・黙動清掃 ・初めまして集会 ・あいさつ運動</p> <p>縦割り班活動（自主的な活動、絆づくり、リーダーの存在感） ・海の子の旗づくり ・海の子グループ顔合わせ</p>					
5月	<p>いじめ対策委員会 ・毎月のお天気しらべをもとに、定期的に状況把握</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・気がかりな児童理解</p> <p>授業研究</p> <p>校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認</p> <p>QUの実施</p>	<p>心のお天気しらべ・教育相談週間 保護者アンケート</p> <p>海の子遊び（自主的な活動、絆づくり） ・4年生、5年生、6年生による企画運営</p> <p>学校探検 町探検</p> <p>市町調べ</p> <p>全校奉仕活動（自主的な活動、親子の絆づくり） ・御神楽見学 ・親子奉仕活動</p> <p>地域の人々との交流活動（絆づくり） ・親子体育大会</p> <p>体験的な活動 ・野菜作り〈土作り、種まき、苗植え〉</p>					
6月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・気がかりな児童理解</p> <p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、3つの学年が公開</p>	<p>ひまわり教室</p> <p>郡音楽会</p> <p>地域の人々との交流活動（体験的な活動・絆づくり） ・観劇(隔年) ・定置網漁体験 ・地区子ども会</p> <p>指導主事訪問日 研究授業、研究会 ・授業改善 ・授業における発達支持的生徒指導</p> <p>全校奉仕活動（自主的な活動、絆づくり、リーダーの存在感） ・プール清掃</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>保護者会 ・教育講演会 ・情報や意見収集</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導</p> <p>取組評価アンケート①分析 ・未然防止に生かす</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>心のお天気しらべ・教育相談週間</p> <p>保護者アンケート調査（取組評価アンケート①を含む）</p> <p>地域の人々との交流活動 ・地区子ども会</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導</p>					
8月	<p>いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析などをもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>QUの研修会</p> <p>いじめに関する校内研修 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検</p>	<p>家庭や図書館での読書 ・親子読書 ・我が家の三原則</p> <p>・クラスや地域の子どもの状況も把握</p>					
9月	<p>情報発信 ・評価アンケート①結果 ・2学期の取組 ↓ 学級・学校便り、HP</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>心のお天気しらべ・教育相談週間</p> <p>仲良し遊び（縦割り班で遊ぶ）</p> <p>地域の人々との交流活動（体験的な活動 ・絆づくり） ・PTA資源回収</p> <p>郡陸上交流会</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、3つの学年が公開</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>海の子遊び（縦割り班で遊ぶ）</p> <p>1・2年 校外学習</p> <p>3・4年 合同遠足</p> <p>宿泊学習 有終西小 交歓会</p> <p>修学旅行</p> <p>マラソン大会</p> <p>指導主事訪問日 研究授業、研究会 ・授業改善 ・授業における発達支持的生徒</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>QUの実施</p> <p>授業参観 ・小中連携により、越前中や城崎小へ、授業参観に出向く。</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	<p>心のお天気しらべ・教育相談週間</p> <p>ふれあい文化子どもスクール 有終西 交歓会</p> <p>地域の人々との交流活動（体験的な活動 ・絆づくり） ・野菜作り〈収穫〉 ・感謝デー ・あき祭り1・2年 ・もり人づくり事業 ・魚さばき体験 ・男女共同気づき事業</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導</p> <p>取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・1学期末との比較</p>	<p>保護者アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）</p> <p>ポジティブ教育活動 in 人権集会（縦割り班） ・いいところ探し ・仲よし遊び</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会 ・ 2学期の振り返り ・ 3学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認</p> <p>授業研究</p> <p>情報発信 ・ 評価アンケート②結果 ・ 2学期の取組 ↓ 学級便り、学校便り</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>スキー教室</p> <p>地域の人々との交流活動（体験的な活動・絆づくり） ・ 高齢者との昔遊び1年</p> <p>海の子遊び（縦割り班で遊ぶ）</p> <p>心のお天気しらべ・教育相談週間</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握</p> <p>取組評価アンケート②分析 ・ 同じ項目で ・ 年間での比較</p>	<p>なわとび大会（学校開放日）</p> <p>地域の人々との交流活動（保小中連携・絆づくり） ・ 新入生交流会1年 ・ 中学校体験入学6年</p>					
3月	<p>いじめ対策委員会 ・ 取組評価アンケートの分析などをもとにした振り返り ・ 次年度に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認</p> <p>情報発信 ・ 1年間の取組 ↓ 学級便り、学校便り、HP</p>	<p>縦割り班（海の子）活動（感謝の心、次の学年の自覚） ・ 6年生を送る会 ・ 地区子ども会</p> <p>全校奉仕活動（自主的な活動、絆づくり、リーダーの存在感） ・ 全校大掃除</p> <p>卒業式 閉校式</p>					